

令和元年 7月 5日	
資 料 提 供	
担当課	人事委員会事務局総務課
担当者	岩脇・坂口
電話(直通)	073-441-3763

「障害者を対象とした和歌山県職員採用試験」の受験資格が変わります

平成20年度から実施している「身体障害者を対象とした和歌山県職員採用試験」について、今年度から受験資格を変更し、身体障害者に加え、知的障害者、精神障害者を対象とする「障害者を対象とした和歌山県職員採用試験」へ変更します。

なお、採用試験は下記により実施を予定しています。

### 記

#### 【採用職種・人数】

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	3人程度	知事部局等における事務
学校事務	2人程度	県立学校等における事務
警察事務	1人程度	警察本部等における事務

#### 【試験等の日時】

	日 時
第1次試験	令和元年10月27日(日) 午前9時
第2次試験	令和元年11月中旬(予定)

#### 【受験資格】

- (1) 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、以下の条件を満たす人
- ア 次に掲げる手帳等の交付を受けている人
- (ア) a 身体障害者手帳
- b 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書
- c 産業医によるbに準じる診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。)
- (イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳
- イ 和歌山県内に居住している人(就学等のため一時的に県外に居住している人を含む。)

また、採用後の処遇等については、各任命権者(一般事務：人事課 073-441-2122、学校事務：教育委員会学校人事課 073-441-3660、警察事務：警察本部警務課 073-423-0110)へお問い合わせください。

※申込み方法等詳細については、7月下旬配布開始予定の試験案内をご覧ください。